

中間報告書

平成 30 年 6 月 29 日

日本大学アメリカンフットボール部に
おける反則行為に係る第三者委員会

第 1 本中間報告書の目的

本件は、本年 5 月 6 日アミノバイタルフィールド（東京都調布市所在）で行われた日本大学保健体育審議会アメリカンフットボール部フェニックス（以下「日大アメフト部」、「日本大学」を「日大」という。また、「アメリカンフットボール」¹を「アメフト」という。）と関西学院大学アメリカンフットボール部ファイターズ（以下「関学大アメフト部」又は「関学大」という。）との第 51 回定期戦（以下「本件試合」ともいう。）において、日大アメフト部のディフェンスを務める A 選手が、関学大アメフト部のクオーターバック（QB²）の B 選手に対し、明らかにルールを逸脱した危険なタックルを行って負傷させ、さらに、その後も B 選手以外の関学大の選手 2 名に反則タックル 1 回及び暴力行為 1 回を繰り返した結果、資格没収として退場処分となり、後日、これらの反則行為が日大アメフト部の指導者からの指示に基づくものであるとの疑いが生じ、マスコミ等で大きく取り沙汰される中で、大学ないし競技関係者のみならず、社会全体の注目を集め、真相究明等の必要性が強く求められるに至った事案である。

現在、標記委員会（以下「当委員会」という。）において、日大からの委託を受け、上記一連の反則行為に係る事実確認に基づく真相究明及び原因究明、日大によるアメフト部に対するガバナンス体制の検証並びに再発を防止するための対策等につき、鋭意調査を実施中であるところ、本中間報告書は、現時点までの調査結果を踏まえ、本件反則行為に係る事実関係につき判明した内容を中間的に報告し、日大において今後可及的速やかに適切な措置を講じていくために必要な示唆を与えることを目的とするものである。

なお、本中間報告書は、調査実施の過程における暫定的な内容を報告するものであり、今後の調査において新たな事実等が判明した場合には、最終報告の時点で内容の一部に追加・修正が生じる可能性もあることに留意されたい。

第2 本件反則行為を含む事実関係の概要等

1 本件試合の概要

本件試合は、毎年春に開催される日大と関学大との定期戦（一般社団法人関東学生アメリカンフットボール連盟（以下「関東学連」という。）の主催）であり、春季オープン戦の一つではあるものの、言わば伝統の一戦として、公式戦ではないにもかかわらず、多数の観客が集まるなど注目度の高い試合であった。本年がその51回目に当たり、対戦成績は日大の17勝31敗3引分けである。

2 本件当時、日大アメフト部の監督を務めていた内田正人氏（以下「内田氏」という。）体制下における指導方針・指導状況

内田氏は、日大の系列高校、日大文理学部体育学科を経て、日大を卒業後、昭和55年1月、日大の職員として臨時採用され、昭和57年4月から正式採用となり、以後、日大の保健体育事務局（日大の各競技部が所属する前記日大保健体育審議会の事務局部門）の事務長、同局次長、同局長等を務め、平成26年1月に理事、同年2月に人事部長、平成29年9月には常務理事に就任するなど、日大において数々の要職を歴任していた。その一方、在学中から日大アメフト部に所属し、卒業してからは同部のコーチを務め、平成15年には同部監督に就任、平成28年に退任したが（この間、甲子園ボウル³での優勝なし）、昨年（平成29年）には監督に復帰し、本件に至った。なお、内田氏は、同年、監督として初めて「甲子園ボウル」で関学大相手に勝利して優勝を収めた（日大が同大会で優勝するのは平成2年以来で実に27年ぶりのことであった。）。

(1) 日大アメフト部の体制（本件当時）

日大アメフト部は、監督の内田氏を筆頭に、ヘッドコーチ1名、コーチ11名、幹部6名（主将1、副将4、総務1）、選手128名、学生スタッフ23名で構成されていた。また、コーチ陣については、上記12名のうち、2名がそれぞれオフェンスコーディネーター、ディフェンスコーディネーターを務め、その下に4名のオフェンス担当、6名のディフェンス担当のポジションコーチが配されていた（各コーディネーターはポジションコーチも兼任）。井上氏は、上記のとおり、ディフェンス担当のポジションコーチを務めていた。

(2) 指導方針の変化

前記のとおり、内田氏は、平成29年1月、日大アメフト部の監督に復帰したが、直前に1年だけ監督を務めていたC氏の下で、同部が関東大学リーグ1部（Top8）において全8チーム中4位という不本意な成績に終わったこともあり、前

年の C 氏の指導方針を 180 度転換させ、選手やコーチに厳しく接し、練習時間もランニング量も大幅に増加させるとともに、時に選手を精神的に追い込むような、苛烈な指導方法を取るようになった。また、内田氏は、選手にはアメフト第一で取り組むことを求め、そのために学業や就職活動が疎かになることもいとわないという考えを持っていた

(3) 内田氏の指導状況、コーチや選手との関係等

内田氏は、普段の練習や試合における細部にわたる指導・指示は担当コーチを通じて行っていたが、プレーに対する基本的な姿勢等の全体的な指導・指示については、ハドル⁴等の場で、自ら発言し、その中で、特定の選手の名前を挙げて突き放すような物言いで厳しく叱責することがあった。

他方、本来、強度の身体的接触を伴う競技であるアメフトにおいては、特にスポーツマンシップに則りルールをきちんと遵守しながらプレーをすることや根底において対戦相手に対する敬意を持ち合わせることが必要不可欠であり、指導においてもそのことを十分に念頭に置くべきところ、内田氏は、勝利至上主義の下、選手に対し、ルールを遵守する重要性を説くことなく、単に反則行為をおそれたプレーを戒めるだけで、むしろ普段から反則行為を容認するかのような指導を行っていた。

なお、内田氏は、平成 29 年復帰以前の第一次監督時代、自己の意向に沿わないコーチに激しい暴力を振るって大怪我をさせたり、選手に対する暴力を伴う指導（いわゆる鉄拳制裁）を拒否するコーチを辞任に追い込んだりするという暴力的体質を有し、そうした面からもコーチや選手から恐れられていた。

内田氏のこのような厳しく冷徹な指導方針の中で、コーチも選手も委縮し切り、その指示には黙って従うことが当然となっていた。取り分け、選手においては、反抗はおろか、自分なりの意見を述べることなどおよそ許されない雰囲気があり、内田氏とのコミュニケーションは極めて乏しい状況であった。内田氏が監督に復帰した時期に約 20 名の退部者が続出したが、こうしたチーム内の閉塞感がその一因になっていたと見ることもできる。

また、内田氏がこのように言わば絶対君主のような存在になっていた背景には、前記のとおり、内田氏が日大本部の要職を務める実力者で、理事長に次ぐ強大な権限を有していたことが関係していたものと考えられる。

(4) 井上翼⁵氏（以下「井上氏」という。）の指導状況、役割等

井上氏は、大阪市内の私立高校、日大文理学部体育学科を経て、平成 23 年 3 月、日大を卒業後、同年 4 月、㈱日大事業部に入社（その際の保証人の一人が内田氏であった。）。その後、平成 27 年 4 月、日大職員となり、平成 28 年 4 月からは日

大（三軒茶屋キャンパス）教学サポート課に勤務していた。また、日大在学中、内田氏が監督を務めていた日大アメフト部に所属し、卒業後は、同部のディフェンス担当のポジションコーチ及び日大の系列高校（内田氏の前記出身高校）アメフト部の監督も務めていた。

井上氏は、内田氏が監督に復帰後、前記C氏が監督を務めていた当時とは異なり、内田氏の基本方針の下、選手に対し厳しく接するようになり、特に、高校時代から師弟関係にあったA選手に対しては、心身両面にわたって強い負荷を掛ける指導方針を取るようになった。

また、井上氏は、前記のとおり、日大アメフト部の現役時代の監督であり、同大職員に採用されるに当たり保証人となってくれた上、強大な権限を有する内田氏の意向には万事無条件で服従する傾向にあり、周囲には内田氏のお付きないし小間使いのような存在と認識されていた。そうしたことから、選手からの信頼も希薄となっていた。

(5) その他のコーチについて

内田氏との関係については、井上氏以外のコーチ陣も井上氏と基本的には同様の上命下服であり、内田氏の指導方針等に異を唱える者は見当たらなかった。

3 本件試合に至る経緯等

(1) A選手について

平成28年3月、上記日大の系列高校を卒業し、同年4月、日大スポーツ科学部競技スポーツ学科に入学し（スポーツ枠での推薦入学）、現在、3年在学中。上記高校時代から井上氏が監督を務める同校アメフト部に所属し、日大入学後も同アメフト部に入部し、引き続き井上氏の指導を受けながら、1年時から中心選手（ポジションはディフェンスエンド[DE]⁵）として活躍していた。すなわち、A選手は、日大アメフト部において、当初からレギュラー選手として頭角を現し、スターティングメンバーとしてほとんどの試合に出場するなど、チームの中心選手として活躍し、昨年度の甲子園ボウルでもチームの勝利に貢献し、さらに、本年6月開催の第3回アメリカンフットボール世界大学選手権（中国）の日本代表選手に選考（本年4月25日）されるなど、今後一層の活躍が期待されていた有望なプレーヤーであった。

(2) 春季オープン戦当初の状況

大学のアメフト競技では、毎年4月に入ると、秋の公式リーグ戦に向けて本格的な練習や他大学等とのオープン戦がスタートする。

日大アメフト部も、オープン戦として、本年 4 月 22 日に大学チーム、同月 29 日に社会人チームとの試合を行い（いずれも日大の勝利）、A 選手は、いずれの試合にも、スターティングメンバーとして出場した。

A 選手としては、この 2 試合のプレー内容に特段問題があるとは感じていなかつたが、井上氏は、A 選手の積極性やリーダーシップの面で物足りなさを感じていたためか、前記社会人チームとの試合後のハドルにおいて、A 選手に対し、「変わらないといけない。」というような抽象的な指導をしていた。また、井上氏は、本年 5 月 2 日の練習時、前日の 1 日に A 選手が足の痛みを感じて通院したことを叱責した。

(3) 本年 5 月 3 日の練習時の状況

そして、同月 3 日の練習の頃から、以下のとおり、内田氏や井上氏からの A 選手に対する指導内容に顕著な変化が見られるようになった。

すなわち、まず、同日のスクリミージ（実戦形式の練習）において、A 選手は、QB に対するパスラッシュ⁶で QB を仕留め切れていないという理由で、井上氏から同練習そのものから除外された上、練習後のハドルの際、内田氏から、「A なんかはやる気があるのかないのか分からないので、そういう奴は試合に出さない。辞めていい。」と言われ、さらに、井上氏からも「お前が変わらない限り、練習にも試合にも出さない。」と言い渡された。こうした際、内田氏や井上氏は、A 選手に対し、具体的な理由や改善点を示そうとはしなかった。

(4) 本年 5 月 4 日の練習時の状況

翌 4 日の練習開始前には、A 選手は、内田氏から、「日本代表に行っちゃだめだよ。」と、前記世界大学選手権大会の代表選手を辞退するよう命じられた。その際、内田氏が、辞退の理由を全く説明しなかった。

同日の練習では、今シーズン初のディフェンスの個別練習が行われることとなっていたところ、A 選手としては、未経験の 1 年生にそのやり方を見せるため、他の幹部選手がタックル役で、自身はタックルを受ける役に回ろうとして、ダミー（タックル練習に用いる人型の練習道具）を持ったが、これを見ていた井上氏が、A 選手に対し、「なぜ、最初にダミーを持つんだ。グラウンドを 10 周走っておけ。」と厳しく叱責し、罰走を科した。

また、A 選手は、同日のスクリミージについても、開始前に、井上氏に参加の可否を尋ねたところ、井上氏から、「お前は出さない。」と言われ、前日に続き、同練習への参加を許されなかった。

(5) 本年 5 月 5 日の練習時の状況

さらに、翌 5 日の練習においても、A 選手は、井上氏の指示で、スクリミージから

除外され、その間、他の選手が練習する様子を傍観することを余儀なくされた。

そうしたところ、スクリーミング後のウォークスルー⁷の最中、A選手は、井上氏から呼ばれ、「監督にどうしたらお前を試合に出せるか聞いたら、監督は、『相手のクオーターバックを1プレー目で潰せば出してやる』と言っていた。クオーターバックを潰しに行きますので、僕を使ってくださいと監督に言いに行け。」と指示され、また、「相手のクオーターバックとは知合いなのか。」、「関学大との定期戦がなくなつてもいいだろう。」、「相手のクオーターバックが怪我をして秋の試合に出られなかつたら、こっちの得だろう。」、「これは本当にやらなくてはいけないぞ。」などと追い打ちをかけるように告げられた。

「潰す」という表現は、アメフトにおいて、思い切って相手選手にぶつかる、タックルをする（「潰す」くらいの意気込みを持って全力プレーをする）との意味合いでしばしば用いられるものであり、通常は相手選手を負傷させることまで意味しないが、A選手が井上氏から、上記のとおり、相手QBが知合いかどうか確認されたり、相手が怪我をしたらこっちの得だろうなどと言われたりしたことを踏まえると、井上氏の指示の意味は相手QBが怪我してもかまわないのでルールを逸脱した危険なタックルをやれというものであったと見るのが相当である。

さらに、A選手は、井上氏から、「監督に言いに行け。」と念を押され、「髪型も坊主にしてこないと、俺は出すわけにはいかないな。」とも告げられた（A選手はその後当日中に散髪して坊主頭にした。）。

その後、ウォークスルーからしばらく経った頃、A選手は、4年生のDLの選手から、「井上コーチから、『Aにアライン⁸はどこでも良いから、リード⁹もしないで、1プレー目からクオーターバックを潰せと言っておけ』と言われた。」と井上氏からの指示を伝えられた。

この井上氏の指示の意味は、A選手がセットする守備位置はどこでも構わないし、相手オフェンス選手の動きを無視していいから、最初のプレーから相手QBにタックルをかけろということであり、要するに、プレーに関係なくルールは無視して相手QBにタックルをかけろということにほかならなかった。

なお、このように井上氏からの指示が伝えられた際にそばにいてその内容を聞いていた他の選手も、A選手と全く同様の理解をしていた。また、この5月5日の時点では既に、翌日の本件試合でA選手が井上氏の指示で危険タックルを敢行するという情報が相当数の選手の間に広まっていた。

4 本件試合当日の状況

(1) 本件試合直前の状況

当初、本件試合のスターティングメンバー表に A 選手の名前は挙げられていなかったため、A 選手は、井上氏に対し、「試合に出して下さい。」と申し出たところ、井上氏から「監督に言いに行け。」と言われるなどしたことから、ポジション練習の前後頃、グラウンドのサイドライン¹⁰に立っていた内田監督のもとに行き、「相手の QB を潰しにいきますんで使ってください。」と言って、試合出場への許可を求めた。これに対し、内田氏が A 選手の言葉をよく聞き取れなかつたためか、聞き返してきたことから、A 選手が再度同様の内容を告げたところ、内田氏は、「やらなきや意味がないよ。」と述べた。

そこで、A 選手は、直ぐに井上氏のところに戻り、上記のとおりの内田氏とのやり取りを報告したところ、井上氏から、「分かった、出ろ。」と言われ、急きょ、本件試合の開始時点から出場できることとなり、その際、A 選手が、再度確認の意味もあり、井上氏に対し、「リードをしないでクオーターバックに突っ込みますよ。」と言うと、井上氏は、「思いつきりいってこい。」と述べた。また、井上氏は、試合前のサイドラインでの整列時、A 選手に近づき、「できませんでは済まされんぞ、分かってるな。」と言って、念を押した。

(2) 本件一連の反則行為が発生したプレーの概要

本件試合における A 選手の反則行為は合計 3 回で、いずれも関学大の第 1Q（クオーター）の第 1 攻撃シリーズにおけるプレーで敢行されたものである。各プレーの概要は以下のとおりである。

① 第 1 反則行為が発生したプレー（第 1 プレー）

● B 選手の動き

B 選手は、自陣 42 ヤード付近でオフェンスライン（OL）¹¹からのスナップ（フィールドに置いてあるボールを動かし、プレーを開始すること）でボールを受け、後方のランニングバック（RB）¹²に左ハンドオフフェイク（ボールを渡すフリをすること）をして、ボールを保持したまま、右後方ヘロールアウト（サイドライン側へ回り込むように走ること）しながら身体をフィールド前方へ反転しつつ、パスター ゲットを探してワイドレシーバー（WR）¹³にパスを投球、同 WR が捕球を失敗したことを確認（目視）した後、自陣 35 ヤード付近で自チーム側のサイドライン端に向かって上を向いてジョギングしていたところ、背後より腰部から大腿部にかけて A 選手のタックルを受け、一度体勢を反らせた後に前方にうつ伏せに倒れこんだ。

● A 選手の動き

他方、A 選手は、プレー開始後、目の前の OL のパスプロテクション（QB がパスを投げられるように、オフェンス側の選手が、ディフェンス側の選手がパ

スを投げることを妨害するのをブロックすること）をリップテクニック（自分の腕を相手の腕の下に入れて、持ち上げながら相手のブロックを潜り抜けるよういかわす技術）で外しつつ、B選手を追い続け、パスを投げ終わったB選手の背後からその腰部ないし大腿部にかけた部位に、右肩及び頭部ヘルメットによるタックルを行った。

- レフェリーの宣告

その結果、A選手は、レフェリーからパーソナル・ファウル（アンネセサリー・ラフネス¹⁴⁾を宣告され、日大が15ヤードの罰退を科された。なお、上記タックルを受けたB選手は負傷のため一旦サイドラインに下がった（後に復帰）。

② 第2反則行為が発生したプレー（第3プレー）

- 関学大 QB（B選手とは別の選手）の動き

関学大QBは、敵陣49ヤード付近でOLからのスナップでボールを受け、後方から走ってきたRBに左ハンドオフ（左側でボールを渡すこと）でボールを手渡し、日大の守備をかく乱するために、ボールを保持したように見せかけつつドロップバック（QBがパスを投げる際に、守備側選手から距離を稼ぎ、パスを投げるための視野を確保するために、後ろにステップを踏んで下がること）のふりをして前方に振り向こうと半身になっていたところ、左肩部から腹部にかけてA選手のタックルを受け、その後、A選手が倒れこむように左脚を抱え込み自らが転がる力を利用する形で引き落としてきたため、背中からフィールドに倒れこんだ。

- A選手の動き

A選手は、プレー開始後、DEの役割である、コンテイン（オフェンスに外側を攻められないよう、攻撃に使えるエリアを狭めるために外側から内側へと詰め寄ること）をしつつ、上記関学大QBが前方に振り向こうとして半身になっていたところ、同QBの左肩部から腹部にかけ、自らの左肩からタックルし、そのまま倒れこむように同QBの左脚を抱え込みフィールドを転がりながら、これを引き倒した。

- レフェリーの宣告

その結果、レフェリーから、再びアンネセサリー・ラフネスを宣告され、日大は更に15ヤードの罰退を科された。

③ 第3反則行為が発生したプレー（第5プレー）

- A選手の動き

A選手は、プレー開始後、前方のOLからブロックを受け、その後方にフォロー

でブロックに来ていた RB からブロックされたところを反時計回りにスピン(回転)して同 RB のブロックを外そうとしたが、ジャージの右肩後ろを掴まれてバランスを崩し、3~4 歩ほど後ろ歩きをして尻もちを付いた。その後、A 選手は、その場ですぐに立ち上がりプレーに復帰しボールキャリアー(ボールを保持している選手のこと)に向かって走り出したところ、同 RB と再度衝突し、さらに両手でブロックしてきた同 RB を突き飛ばした上、歩み寄りそのヘルメットを両手で突き飛ばしたところ、同 RB と小競り合いになった。

● レフェリーの宣告

その結果、レフェリーから 3 度目のパーソナルファウルとして資格没収(退場処分)を受けた。

(3) A 選手が第 1 反則行為(以下「本件危険タックル」という。)に及んだ状況

試合開始後、第 1Q 関学大の第 1 攻撃シリーズの第 1 プレーにおいて、A 選手は、プレーの具体的な状況に構うことなく、関学大オフェンスのブロックを外しながら B 選手に向かって走り、スナップを受けた同選手が既にパスを投じていたことは目にに入ったものの、躊躇することなく無我夢中で、同選手を目がけて背後から突っ込み、その腰部ないし大腿部にかけた部位に右肩及び頭部ヘルメットによりタックルし、これを前のめりに転倒させた。

そこで、レフェリーは、前記のとおり、アンネセサリー・ラフネスを宣告し、その際、A 選手に対し、「何をやっているのか分かっているのか。」と強い口調で声を掛けた。

一方、本件危険タックルの直後、その様子をサイドラインから見ていた井上氏は、その左側方に立っていた内田氏に近寄り、「A がやりましたね。」と声を掛けたところ、内田氏もこれに「おお。」と言って応じた。

(4) A 選手が第 2 反則行為に及んだ状況

次いで、A 選手は、同攻撃シリーズの第 3 プレーにおいて、スナップを受けた関学大 QB が RB にボールをハンドオフした後、同 QB にタックルしてこれを転倒させた。A 選手としては、この時も同 QB が既にハンドオフしていたことに気付いていたが、QB を潰せとの指示を忠実に実行するため、上記タックルを敢行した。なお、A 選手は、タックルを仕掛けた時は同 QB が本件危険タックルの相手とは違っていることに気付いていなかった。

この 2 回目の反則行為に対し、レフェリーは、前記のとおり、再びアンネセサリー・ラフネスを宣告するとともに、同一選手による立て続けのパーソナルファウルであったことから、日大ベンチに注意を促す必要があると判断し、日大コーチの元に駆け寄り、「あの 91 番(A 選手の背番号)、何とかしてよ。」と声を掛けた。

井上氏は、その後頃、A選手をサイドラインに呼び寄せ、「キャリアーに行け。」と指示した。

(5) A選手が第3反則行為に及んだ状況

さらに、A選手は、同攻撃シリーズの第5プレーにおいて、相手選手に引っ張られて尻餅を付き小競り合いとなった際、同選手の頭部をヘルメットの上から殴り付けた。

レフェリーは、前記のとおり、この3回目の反則行為に対しペーソナルファウルを認定し、A選手を資格没収として退場を命じるに至った。

(6) 退場後のA選手の状況

井上氏は、退場になったA選手が、サイドラインに戻ってくると、「今日は退場だが、次の試合があるから気にするな。これでお前が成長すればいいじゃないか」と声を掛け、激励するようにヘルメットを数回軽く叩いた。

しかしながら、A選手は、サイドライン後方の待機テントの中で座り込み、ひとりしきり号泣し、他の複数の選手が励ましの言葉を掛けてもこれに反応することができないほど打ちひしがれていた。井上氏も、このようにA選手が泣いている姿を目にしていた。

なお、第2Qに入る前、A選手を気の毒に思った4年生のDLの選手の一人は、思い余って、井上氏に対し、「自分にやらせてください。」と進言した。

(7) 本件試合後の状況

試合後、スターティングメンバーと4年生が集められたハドルにおいて、内田氏は、その冒頭、A選手の犯した一連の反則行為について、「こいつには私がやらせた。こいつが成長してくれるならそれでいい。相手のことを考える必要はない。」と発言し、また、その後、着替えて部員全員が集まったハドルにおいても、A選手の反則行為について、「こいつがやったことを周りから聞いたら、俺がやらせたんだと言え。」と話した。

また、井上氏は、ポジション別のハドルにおいて、前記のDL選手の進言に触れながら、A選手に対し、「(ほかの選手は)自分にもやらせろと言ってきたぞ。お前にそれが言えるか。」、「お前のそういうところが足りないと言っているんだ。」と苦言を述べ、さらに、A選手がテントの中で泣いていたことについて、「相手に悪いと思つたんだろ。優しすぎるところがお前のだめなところなんだ。」と責め立てた。

(8) 内田氏のマスコミの囲み取材におけるコメントについて

内田氏は、本件試合後のマスコミの囲み取材において、A選手の一連の反則行為

について、大要、「力がないから厳しくプレッシャーをかけている。待ちではなく、攻めて戦わないと。選手も必死。あれぐらいやつていかないと勝てない。やらせている私の責任。」、「力が足りていないので必死。(A選手について) 関志が足りていなかつたので、様々な形でプレッシャーを掛けていた。それが私のやり方。」、「ディフェンスでも、飛び込んでみないと分からないうから、どういう世界か。そういう方向にそれが反則であるっていうのであれば僕の責任だし。そういうふうに持つていってるから。こんなこと言っちゃ悪いんだけど、Aはよくやったと思いますよ。」、「ミスをするなっていうのは言わないですよ。簡単ですよ。ミスしちゃだめだよ、反則しちゃだめだよ、と言うのは簡単なんですよ。内田がやれって言ったって(記事に書いても) ホントにいいですよ」などと、A選手の本件一連の反則行為を指示ないし容認していた旨の発言をした。

5 本件試合翌日以降の事実経過

本件試合翌日以降の事実経過については、最終報告において取り上げる予定の日大の事後対応上の問題点と大きく関連することから、本中間報告においては、以下のとおり、その概略に言及するにとどめる。

日付	内 容
5月7日～	マスコミで大きく報道。インターネット上にも試合映像がアップされる。
5月8日	内田氏、井上氏等がA選手と面談。
5月9日	関東学連が規律委員会を設置。
5月10日	関東学連がA選手の対外試合出場禁止、内田氏に対する厳重注意処分を発表。 関学大アメフト部が日大アメフト部に対し説明と謝罪を求める書面を送付。 日大がアメフト部の公式サイトに謝罪文を掲載。
5月11日	内田氏、井上氏、A選手とその両親が面談。 井上氏が関学大に謝罪のための訪問を申し入れたが、関学大はこれを拒否。
5月12日	井上氏が、A選手及びその父親と共に関学大を訪問したが、面会を拒絶される。 関学大が第1回記者会見を開催。
5月14日	井上氏、日大関係者がA選手及びその父親と面談。
5月15日	日大アメフト部が関学大アメフト部に対し上記書面に対する回答書を持参。
5月16日	日大がアメフト部部員数名から事情を聴取。
5月17日	関学大の第2回記者会見。 関学大アメフト部が日大アメフト部に対し上記回答書に対する書面を送付。
5月18日	A選手及びその父親がB選手及びその両親に直接謝罪。
5月19日	内田氏が関学大側に直接謝罪するとともに、監督を辞任。

5月 21 日	B選手側が大阪府警に被害届を提出（受理）。 関東大学リーグ1部の監督会が共同宣言を発表。 日大がA選手から事情を聴取。
5月 22 日	日大が評議員会と常務理事会を開催（定例）。 A選手が記者会見。
5月 23 日	内田氏と井上氏が記者会見。
5月 24 日	日大アメフト部が関学大アメフト部に対し上記書面に対する再回答書を送付。 日大アメフト部父母会が記者会見。
5月 25 日	日大大学長が記者会見。
5月 26 日	関学大の第3回記者会見。
5月 27 日	日大アメフト部の父母会が開催。 関学大アメフト部が日大アメフト部に対し上記再回答書に対する書面を送付。
5月 29 日	関東学連が記者会見して調査結果等を公表。 日大が常務理事会を開催し、第三者委員会の設置を決定。 日大アメフト部選手一同が声明文を公表。
5月 30 日	内田氏が常務理事及び理事の辞任届を提出。
5月 31 日	第三者委員会が設置。 B選手側が警視庁に告訴状を提出（受理）。
6月 1 日	日大が理事会を開催し、上記辞任届を承認。

第3 A選手が本件反則行為に及んだ理由等について

一本件危険タックルを含む一連の反則行為が内田氏や井上氏の指示に基づくものであったか及び当該指示が相手選手に対する傷害の意図を含むものであったか

1 事実認定の基本的考え方

当委員会としては、A選手の説明は全般的に信用できるものと判断し、これを事実認定の基本に据え、他の信用できる関係証拠も総合考慮し、前記第2の3～4記載のとおり、本件一連の反則行為が内田氏や井上氏の指示に基づくものであったこと及び当該指示が相手選手に対する傷害の意図を含むものであったとの認定に至った。

他方、これに反する内田氏及び井上氏の説明は、不自然かつ不合理で、信用できる関係証拠とも矛盾することなどから、信用することができないと考える。以下詳述する。

2 A選手の説明が信用できること

A選手は、本件反則行為に及んだ動機につき、内田氏や井上氏から精神的重圧を受

ける中で前記のようなルールを逸脱した危険なタックルの指示を受け、実行に及んでしまった旨説明しており、その詳細は前記第2の3~4記載のとおりである。

A選手の説明は、本件反則行為に及んだ経緯・状況等について、全体として、他の選手等の関係者の説明等の関係証拠ともよく符合し、内容においても合理的かつ自然で、疑問を差し挟むところは見られない。また、A選手が、自己に不利な内容も含めて詳細な説明をしていること、自ら犯した反則行為の重大性を認識して深く反省し、負傷させたB選手を始め関係者へ強い謝罪の意を表するとともに、自己の責任を自覚し今後アメフトのプレーを断念するとの決意を固めるなど、その姿勢に保身の意識は感じられること、自ら公開の場に姿を現し記者会見を行ったことはそのような姿勢の表れと評価できることなどから、A選手の説明には基本的に高度の信用性が認められる。

3 内田氏及び井上氏の弁解が信用できないことなど

(1) 内田氏及び井上氏の弁解内容

ア 内田氏の弁解内容

内田氏は、大要、以下のとおり弁解をしている。

- A選手はもっとやる気を出せば伸びるのに気持ちが足りないと思っていた。
- 本件試合までの間、井上氏がA選手を追い込んでいることは知らなかった。
井上氏がA選手に対し関学大QBを潰してこいという指示をしていることも知らなかった。普段からそんな指示はしていないし、まして春の試合でそんな指示を出すわけはない。ルールを無視しろとか反則も構わないという指導もしていなかった。
- 本件試合に向けた練習のハドルで、「Aなんかはやる気があるのかないのか分からないので、そういう奴は試合に出さない。辞めていい。」などと言ったことはないし、それ以外の場面でそういうことを述べた記憶もない。
- A選手が本件試合のスタメンに急きょ出ることになったという経緯も知らない。A選手が本件試合前に何か言いにきたことはあったが、何を言っているか聞こえなかった。
- A選手の本件反則タックルの様子については、その時、ボールを目で追っていて見ていなかったので、その内容は全く分からなかった。2回目のファウルも同じ。2回目のファウルの後、レフェリーが何か言いにきていたが、注意というものではなく、雑談でもしにきたのかなと思っていた。3回目が小突き合いでファウルを取られたことは分かった。自分としてはその3回目のファウルだけで資格没収で退場処分になったものと当時は思っていた。1回目と2回目

のファウルの詳しい反則状況については本件試合の翌々日映像で見て初めて知った（ネットで大騒ぎとなっていた。）ことであり、本件試合当日は知らなかつた。全てのハドルの後、誰かコーチに3回目のファウルの前にも2回のファウルがあつたことだけは聞いたかもしれないが、はつきりせず、いずれにしても本件試合当日の段階では詳しい内容は承知していなかつた。後で映像を見たところ、1回目の反則タックルは相手QBがボールを投げてから大分時間が経つ後のもので普通考えられないプレーである。A選手は、大量退部した選手たちの代の一人で、部を辞めたい気持ちがあり、投げやりになつていていたから、ああいうプレーをしていたのではないかと思う。

- 試合後のマスコミに対するコメントは、1回目と2回目のファウルのことをまだ知らない状況で行ったもので、3回目のファウルのことだけを念頭に置いていた。趣旨としては、最終的には監督の責任だということを言つたかったが、飽くまで自分がA選手に指示してやらせたことではない。

イ 井上氏の弁解内容

井上氏の弁解内容は、おおむね以下のとおりである。

- 本件試合に向けての練習などの中で、プレー自体について、A選手が説明しているとおりの発言はしていたが、いずれもルール内でプレーするに当たつての心構えを話したものであり、A選手がまさかルール違反をするとは思わなかつた。全てはルール内で行われる前提の発言であり、A選手はその点を勘違いしてしまつた。A選手に対する今回の発言や指導について、あらかじめ内田氏と相談したり、話し合つたりしたことはなかつた。
- 第1反則の様子は見ていた。ルールの範囲外であり、想定外であったが、Aに思い切りきりプレーさせたい気持ちがあり、交代させなかつた。内田氏が反則を見ていたか否かは分からないが、自分から報告しなかつたし、話もしなかつた。第1反則の後、誰とも話さずインカムも使わなかつた。監督に近寄つたこともない。交代させなかつたのは自分の判断ミスである。
- 第2反則の様子も見ており、これも想定外だったが、やはり、A選手にプレーさせたい気持ちがあり、交代させなかつた。内田氏がこの反則を見ていたかどうか分からないが、自分からは報告しなかつた。第2反則の後、交代させなかつたのも自分の判断ミスである。
- 第3反則も見ていた。这也も想定外であった。資格没収となって帰ってきたA選手の頭を軽く叩いたが、これは、よくやつたという意味ではなかつた。自分の見ているところでは、A選手は泣いていなかつた。
- 内田氏はA選手の一連の反則で日大が罰退となっている状況を知つていたと思うので、その原因となつたAを退場させることもできたはずである。自分

も、第1反則、第2反則の後、A選手を出場させ続けるという判断ミスをしてしまったが、内田氏も同様の判断ミスをしたことになる。そのような自分と内田氏の判断ミスが重なったのは偶然にすぎない。

(2) 井上氏の弁解が信用できない理由（便宜上、井上氏から先に検討する。）

井上氏は、A選手に対し、前記第2の3~4記載のとおりの指示を与えていたことについては認めながら、飽くまでルールの範囲内のプレーを指示したにすぎず、本件反則行為はA選手が勘違いした結果であり、もちろん相手選手に怪我をさせる意図などなかった旨弁解しているが、以下のとおり信用できない。

◆ 井上氏の指示は極めて具体的であり、その内容は A選手に対し本件危険タックルの実行を命じたものにほかならないこと

井上氏のA選手に対する「アラインはどこでも良いから、リードもしないで、1プレー目からクオーターバックを潰せ。」との指示は、前記のとおり、A選手がセットする守備位置はどこでも構わないし、相手オフェンス選手の動きを無視していいから、最初のプレーからQBにタックルを掛けろということであり、要するに、プレーに関係なくルールは無視してQBにタックルをかけろという意味にほかならず、この場面に居合わせた他の選手もA選手と同様の説明をしていることに照らしても、およそA選手の勘違いなどということはあり得ない。また、そのようなルールを逸脱した危険なタックルの指示は、井上氏の上記発言の内容自体から本件危険タックルを含むものであったことも明らかである。

なお、井上氏は、2回目の反則行為の後、A選手に対し、「キャリアーに行け。」と、従前の指示と矛盾した指示をしているが、これは、レフェリーが日大ベンチに注意しにきたことをきっかけとしたものであり、保身の意図に基づく発言であったと見るのが相当である。

◆ 本件危険タックルを実行すれば相手選手が負傷する可能性は極めて高く、井上氏もそのことを認識していたと認められること

元々、アメフトが激しいコンタクトスポーツであり、ルールに則ったプレーを行っていた場合でも、選手同士の衝突等によって負傷することがしばしば生じるのであって、いわんや前記のとおりルールを逸脱した危険なタックルの指示を実行に移せば相手選手に怪我をさせる可能性が極めて大きいことも自明といわなければならず、井上氏においても当然そのことを認識し、認容していたはずである。

したがって、井上氏のA選手に対する指示が相手選手に対する傷害の意図を含むものであったことも容易に認められる。

(3) 内田氏については、井上氏による反則指示を事前に了解していたことを示す複数の事実が認められ、その弁解は信用できないこと

他方、内田氏も、前記のとおり、A選手に対する上記指示を一切否定し、A選手が勝手にやったことである旨弁解しているが、以下のとおり、内田氏が、井上氏によるA選手に対する反則指示を少なくともあらかじめ了解していたことを示す複数の事実が認められ、その弁解は全く信用できない。むしろ、日大アメフト部における内田氏と井上氏との力関係等からすれば、内田氏が積極的に井上氏に指示して A選手に本件一連の反則行為を行わせたことも十分にうかがい知ることができる。

◆ 井上氏と内田氏の力関係等からして、井上氏が内田氏に独断で本件危険タックルを指示したとは考え難いこと

まず、前提として、前記のような日大アメフト部における指導方針・状況や内田氏と井上氏の力関係等からして、本件のような重大な反則行為を井上氏が内田氏に独断で指示することは常識的に考え難く、むしろ内田氏の意向に基づくものであったと見るのが自然である。

◆ 本件試合に向けた練習の中で、内田氏自ら A選手に強いプレッシャーを掛けたこと

また、内田氏は、本件試合に向けた練習の中で、A選手が追い込まれていたことすら一切知らなかつた旨説明しているところ、前記のとおり、自ら練習後のハドルにおいて、A選手を試合に出さないなどと発言している上、日本代表からの辞退も命じているのであって（内田氏はこれらの事実を否定しているが、信用できる関係者の説明と矛盾しており、信用に値しない。）、上記説明は明らかな虚偽である。

◆ 井上氏の A選手に対する指示の具体的な内容や、本件試合開始直前に内田氏から了解を得られたことにより A選手が急きょ出場できるようになった経緯等から、井上氏と内田氏との間にあらかじめ意思の連絡があったことが推認されること

内田氏は、自らの反則指示を否定し、他に内田氏の直接指示を示す明確な証拠は見当たらないが、前記のとおり、井上氏が A選手に対し「監督にどうしたらお前を試合に出せるか聞いたら、監督は、『相手のクオーターバックを 1 プレー目で潰せば出してやる』と言っていた。クオーターバックを潰しに行きますので、僕を使ってくださいと監督に言いに行け。」と述べていたことや、本件試合前に A選手が内田氏に「相手の QB を潰しにいきますんで使ってください。」と言ったところ、内田氏が「やらなきゃ意味ないよ。」と答え（内田氏は、前記のとおり、このとき A選手が何を言っているか分からなかつた旨弁解しているが、普段直接

のコミュニケーションがほとんどなかった一選手が試合直前に意を決して監督の下を訪れているにもかかわらず、その発言が分からまま放置していたということ自体が不自然である上、A選手の説明によれば、内田氏の発言はA選手の申し出を再度聞き返した上でなされたものであって、しかも互いの距離は1メートル半程度であったということからしても内田氏の弁解は信用できない。）、その結果、A選手がスターティングメンバーに起用されることになったことなどを踏まえると、井上氏が内田氏との間でA選手への反則指示についてあらかじめ意思を相互通じていたことが容易に窺われるところである。

◆ 内田氏が本件危険タックル直後、その事実を認識しながら、その後もA選手のプレー続行を容認していたことは内田氏においてA選手が本件危険タックルを実行することをあらかじめ承知していたことを示していること

内田氏が本件危険タックルをその当時認識していたかどうかは本件において非常に重要である。すなわち、仮に、内田氏が本件危険タックルを当該時点では認識しながら、あえてA選手のプレー続行を容認していたとすれば、A選手による危険タックルは内田氏の想定外の行動ではなく、あらかじめ了解していたものと強く推認できるからである。

この点に関し、内田氏は、本件危険タックルの様子は当時見ておらず、試合中、全く認識していなかった旨弁解している。

しかしながら、前記のとおり、内田氏は、その直後、井上氏から、「Aがやりましたね。」と報告を受け、「おお。」と言ってこれに応じているのであって（前記第2の4(3)）、このことは当時両氏の様子を目撃していた複数の者の説明や井上氏が内田氏に近づきながら何事か話し掛ける場面が映っている試合映像に裏付けられており、同弁解は虚偽といわざるを得ない。内田氏は（井上氏も）、井上氏の「Aがやりましたね。」との発言を否定しているが、上記の周囲の目撃者の説明や試合映像と明らかに矛盾しており、しかも、試合会場で当時レフェリーのコールが大音量でアナウンスされていたことも併せ考えれば、この内田氏の弁解は全く信用できない

（なお、内田氏が本件危険タックルを自身の目で見ていたかどうかについて、客観的に検証することは困難であったが、日大チームは本件危険タックルにより15ヤードの罰退を科されているのであって、仮に本件危険タックルを見ていなかったというのなら何が起こったのかを周囲の関係者に尋ねるのが通常と思われるところ、内田氏が当時誰かに確認したような事実は一切見当たらない。だとすれば、内田氏は、当時本件危険タックルを自身の目で見ていたか、少なくともその視界に捉えていたものと認めるのが相当であろう。）。

そして、この井上氏の発言からは、内田氏がA選手に対する反則指示を事前に了解していたことを見て取ることができる。また、本件危険タックルが悪質なペース

ナルファウルであったことは火を見るよりも明らかであるところ、仮にこれが内田氏にとって想定外の出来事であったとすれば、アメフト指導者としては、当該選手を交代させるか、少なくともサイドラインに呼びつけて厳しく注意するのが通常と思われる。しかしながら、実際には、内田氏は、上記のとおり本件危険タックルを認識しながら、その後、何事もなかったように、A選手の交代を指示せずそのままプレー続行を容認していたのである。このことは、本件反則行為が内田氏の想定内であり、むしろあらかじめ了解していたことを強く推認せるものである。

◆ 内田氏の試合後のハドルでの発言や囲み取材におけるコメントも、内田氏が本件危険タックルを含む一連の反則行為を指示・容認していたことを肯定する内容であったこと

内田氏は、本件危険タックルや2回目の反則行為の内容を知ったのは、本件試合の翌々日であり、試合当日は3回目の反則行為のことしか認識していなかった旨弁解しているところ、同弁解を前提にすれば、監督として本件試合の動向をサイドラインから終始見守っていた内田氏が、本件危険タックルによりB選手が一旦負傷退場し、別の関学大QBと交代したものの、第3Qから試合復帰するという、相手チームの攻撃の要であるQBが入れ替わった経過やその原因となった本件危険タックルの内容を少なくとも試合当日は十分承知していなかったことを意味し、それ自体余りにも不自然である。そして、内田氏の試合後のハドルでの「こいつには私がやらせた。こいつが成長してくれるならそれでいい。相手のことを考える必要はない。」や、「こいつがやったことを周りから聞かれたら、俺がやらせたんだと言え。」といった発言は、3回目の反則行為に対するものとしては明らかに不釣り合いで不自然極まりなく(3回目の反則行為は選手同士が興奮して小突き合う中で相手選手のヘルメットを叩くといった態様のもので、コンタクトスポーツであるアメフトではさほど珍しくないファウルといえる。)、むしろ、A選手による本件一連の反則行為を前提としたものであったと見るのが相当である。そして、上記発言の内容は、明らかにA選手による一連の反則行為を指示・容認していたことを肯定した上、これを好意的に評価するものにほかならない。仮にそれらの反則行為が想定外のものであったのなら、その重大性に鑑みると、A選手に対する相応の注意・指導があつてしかるべきであるところ、実際には内田氏がそれとは全く異なる発言に及んでいるのであって、この事実も、上記反則行為が内田氏の想定内であったことを物語るものといえる。

また、前記のとおりの囲み取材における内田氏のコメントについても、同様の評価が可能である。この点に関し、内田氏は、最終責任が監督にあることを述べたかった旨弁解しているが、それにしては余りに内容が突出している上、本件が社会的に大きな問題として取り沙汰されるようになってから現在に至るまで、自己の関与を否定し、A選手の認識に問題があったとする内田氏の責任回避の態度とも大きく矛盾するもの

であり、著しく信用性に乏しい。

以上からすれば、内田氏は、少なくとも井上氏による A 選手に対する反則指示をあらかじめ了解していたことが認められ、さらには、日大アメフト部における内田氏と井上氏との力関係等からすれば、内田氏が井上氏に指示して A 選手に本件一連の反則行為を行わせたことも十分にうかがい知ることができる。

そして、内田氏についても、井上氏について述べたのと同様の理由（前記(2)から、相手選手に対する傷害の意図があったと認定するのが相当である。

第4 本件タックルの危険性、本件の悪質性について

(1) 本件タックルの危険性

本件危険タックルの結果、B 選手は右膝軟骨損傷、腰部打撲等の傷害を負い、現在も完治するまでには至っていないところ、同タックルは、A 選手が、パスを投じた後脱力して無防備となっていた B 選手の背後から、その腰部ないし大腿部にかけた部位に向け、走り込んできた勢いのまま突進し、右肩及び頭部ヘルメットを衝突させるという態様で敢行されたものであり、その危険性は非常に高いものであった。すなわち、仮に B 選手が転倒時に頭を強打していれば脳出血になっていた可能性が認められ、また、膝の負傷についても場合によっては深刻なじん帯損傷になっていた可能性もあったものと考えられる。今回は、B 選手が膝と手をついて倒れたため、頭への衝撃がたまたま小さく、その負傷程度が上記程度のものにとどまったにすぎない。

(2) 本件の悪質性

ア 本件危険タックルを含む反則行為の指示

フットボール綱領によれば、「伝統的に、フットボールは教育活動の重要な一環を担っている。フットボールは激しく、力に満ちた、身体をぶつけ合うスポーツである。それゆえ、プレーヤー、コーチ、その他の試合関係者に対しては、最高のスポーツマンシップと行動が要求される。不正な戦術、スポーツマンらしからぬ行為、故意に相手を傷つけることは絶対に許されない。」、「コーチの倫理 公式規則を侵害することを故意にプレーヤーに教えることは弁解の余地のない行為である。（中略）意図的な乱暴な行為を行うこと等を教えるのは、プレーヤーの人格形成に役立つどころか、むしろ低下につながる。そのような指導は、相手に対してフェアでないのみならず、コーチの管理に委ねられているプレーヤーの道徳の低下をもたらすものであり、教育プログラムとしての場である試合に存在する余地はない。」（公益社団法人日本アメリカンフットボール協会「アメリカンフットボール公式規則・公式規則解説書 2017-2018」

R-9) とされている。

本件は、内田氏及び井上氏が、本件試合に向けた練習等において A 選手を精神的に厳しく追い込んでいく中で、同選手にルールを逸脱した危険なタックルを指示し、本件危険タックル含む一連の反則行為を敢行させたという事案であり、その行為の危険性や B 選手の負傷程度がより重度のものになっていた可能性があることに加え、そもそもルールを逸脱した危険なタックルを指示するなど、およそスポーツマンシップのかけらも認められない極めて悪質な行為である。なお、本件においては B 選手が危険タックルの犠牲となったわけであるが、日大アメフト部の強化のためなら、相手選手が負傷することも辞さないという発想からすれば、他の選手が同様の被害に遭っていた可能性も十分認められる。

このような行為は、自チームの強化・勝利を何よりも優先させ、反則を敢行することとなる A 選手の心情・人格を一顧だにせず、対戦相手及びその選手に対するいささかのリスペクトも配慮も持ち合わせない、傲岸不遜な態度の現れであると同時に、前記フットボール綱領に照らせば、もはやアメフト競技に対する冒とくといつても過言ではない。

イ 責任回避の態度

A 選手の行為自体、決して許されるものではないが、それを指示しておきながら、これを否定して不自然・不合理な弁解を重ねるばかりか、A 選手との認識のかい離であるとか A 選手の勘違いであるなどと責任回避の態度に終始する内田氏、井上氏にはアメフト指導者としての資質が決定的に欠けているといわざるを得ない。

第5 今後の予定

当委員会は、今後、以上に述べた認定事実等を踏まえ、本件を招いた原因ないし背景の究明、日大によるアメフト部に対するガバナンス体制の検証及び再発を防止するための対策等につき、引き続き所要の調査を遂げた上、本年 7 月末日を目指し、最終的な報告を行う予定である。

なお、本件発生後、日大関係者が学生等に不当な圧力をかけたり、口封じを行ったりした事実が判明している。

本年 5 月 14 日、井上氏は、内田氏の指示で、本件に關係する選手らを日大の三軒茶屋キャンパスに呼び出し、同所において、別の日大関係者が「本件タックルが故意に行われたものだと言えばバッシングを受けることになるよ。」などと申し向け、暗に内田氏らの関与がなかったかのように説明することを求め、口封じを図った。また、同月 16 日、日大アメフト部員数名が市ヶ谷の日大本部で本件に関する事情聴取を受ける直前に、日大職員が、同部員数名に対し、内田氏の指示について話さないよう求めた。

このように一部の関係者が不当な圧力によって事件のもみ消しを図ろうとしたこと

は、事後対応上の問題点として看過できない事実であり、今後、日大のガバナンスの在り方を検討する上で十分勘案していかなければならない。

また、日大アメフト部の再建は、内田氏、井上氏はもちろん、不当な圧力、介入を行った日大関係者が完全に排除された状態で行われなければならない。

日大が行っているアメフト部の監督公募については、外部の方を交えた公平公正な選考委員会を設け、選手、父母会、OBの方々の声も反映させながら、透明感を持って選考手続が進められることを望む。当委員会は、そのような手続を経た上で、内田氏の指導方針を根本的に改め、反則行為を明確に否定し、教育的観点をもって指導を行える方であるとともに、選手はもちろん、父母会、OBの方々、他大学の監督、関東学連等の多くが納得できる適切な方が指導者に選定され、その指導者の下で、内田氏の影響力を完全に遮断したコーチ陣が新たに編成され、日大アメフト部が再建の一歩を踏み出すことを期待するものである。

以上

¹ アメフトは、両チームがオフェンス（攻撃側）とディフェンス（守備側）に分かれて得点を競うスポーツで、オフェンスがボールをエンドゾーンに持ち込むことによって得点を狙い、ディフェンスがこれを阻止する。一試合は第1Q（クオーター）から第4Qに分かれ、オフェンスは各Qにおいて4回の攻撃権

（ダウン）が与えられ、その間に10ヤード以上進めなければ、攻守交替となる（10ヤード以上進めば、再度4回の攻撃ができる。）。1チーム11人でプレーするが、選手交代に制限はなく、一度ベンチに下がった選手でも何度も出場することが許されている（「資格没収」のペナルティを受けた場合を除く。）。

² クオーターバック（QB）とは、アメフトのオフェンス（攻撃）のポジションの一つで、オフェンスの選手にプレーを指示する攻撃側のリーダーの役割を担い、パスをしたり、ランニングバック（RB）にボールを渡して走らせたり、あるいは自らボールを保持してランするという攻撃パターンを選択するなど、オフェンスの司令塔的存在である。

³ 甲子園ボウルとは、全日本大学アメリカンフットボール選手権大会の決勝戦のこと（平成20年度までは関東学生リーグと関西学生リーグの王者同士が対戦する形式であったが、翌21年度からは全国8連盟による全国大学選手権の決勝戦に移行した。）。

⁴ ハドルとは、アメリカンフットボールで、次のプレーを決めるために行うフィールド内での作戦会議のことをいうが、試合や練習後の反省会ないしミーティングの意味でも用いられている。

⁵ ディフェンスエンド（DE）は、ディフェンスライン（DL）（ディフェンスの最前列に並び、①オフェンスがランニングプレーを行った場合はこれを阻止し、②オフェンスがパスプレーを行った際はQBにパスラッシュをかけるポジション）のうち、中央のディフェンスタッグル（DT）の外側に位置するポジションである。その役割としては、オープンを狙ったランプレーを止め、パスプレーの場合はオープンサイドからQBへラッシュをかけ、逆サイドへプレーが行われた場合はこれをチエイス（追いかける）するというものである。DEの外側にはディフェンダーがいないため、仮に外側を突破されたらロングゲインになる危険性があるため、パワーだけではなく、素早くQBやボールキャリアーにたどりつくための瞬発能力が求められる。

⁶ パスラッシュとは、パスプレーの際に、ディフェンスの選手がQBをタックルしてパスを阻止して陣地を後退させようすること。

⁷ ウォークスルーとは、防具を付けることなく歩いてフォーメーション確認などを行う練習のこと。

⁸ アラインとはアライメント（alignment）の略であり、ここでは守備位置を意味する。

⁹ リード（read）とは、相手の動きを読み取る、見るということを意味する。

¹⁰ サイドライン（sideline）とは、フィールドの両サイドに引かれたラインのこと。

¹¹ オフェンスライン（OL）とは、ランプレーではRBの走路を確保し、パスプレーではパスを投げるQBを守るために敵ディフェンスをブロックするオフェンスのポジションのこと。

¹² ランニングバック（RB）とは、ボールを保持して走り陣地の獲得を目指すオフェンスのポジションのこと。

¹³ ウィドレシーパー（WR）とは、パスプレーの際に、QBがパスしたボールをキャッチして陣地の獲得を目指すオフェンスのポジションのこと。

¹⁴ アンネセサリー・ラフネス（Unnecessary roughness）とは、不必要的乱暴行為として、特定のファウルとしては定められていない危険な行為の総称として表現され、この反則を犯したチームはペナルティとしてボールデッドの位置から15ヤードの後退（これを罰退という。）が科される